

物品等供給契約に係る指名基準の例外的取扱事務要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における物品等供給契約に当たり、「北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）」第12条（指名基準）及び第13条（随意契約の相手方の選定）に基づき行う業者の選定について、第12条第1項ただし書により指名する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）、北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則及びこれらの運用基準の範囲内において適用するものとする。

2 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける契約については、この要綱は適用しない。

(直近下位の等級に格付された者の指名又は選定)

第3条 指名競争入札参加者の指名、随意契約の相手方を選定する場合において、次の各号の一に該当すると認められるときは、当該指名競争入札又は随意契約の予定価格に対応する等級（以下「対応等級」という。）の直近下位の等級に格付された者を指名又は選定することができる。

- (1) 当該指名競争入札又は随意契約について、有資格業者名簿に記載された者に対応等級の者がいないとき。
- (2) 当該指名競争入札又は随意契約について、指名する者が少数となることにより当該指名競争入札の適正な執行が行われぬおそれがあると認められるとき。
- (3) 当該指名競争入札又は随意契約に当該直近下位の等級の者を参加させて競争性を高めることにより市に有利となり、かつ、契約が不履行となるおそれがないと認められるとき。

(直近下位以外の等級に格付された者の指名又は選定)

第4条 前条の規定にかかわらず、特別の事情により対応等級及びその直近下位の等級以外の等級に格付された者（以下「直近下位以外業者」という。）を指名又は選定する必要があるときは、その者の当該指名競争入札又は随意契約の参加について、特に、契約部長が資格を認めた場合に限り、指名又は選定することができる。

2 前項において、直近下位以外業者を指名又は選定をする必要がある場合は、契約主管課長は、事前に審査資料を添えて、契約部長に直近下位以外業者に係る審査申請を行う。契約部長は、直近下位以外業者に係る審査申請を受理したときは、速やかに審査してその可否を決定し、契約主管課長に審査結果決定通知書を交付する。本通知書は契約締結同等に添付する。

(有資格業者名簿によらない随意契約の相手方の選定)

第5条 随意契約の方法により、次の各号に掲げる契約を締結する場合は、特に、契約部長が資格を認めた場合に限り、有資格業者名簿によらないで契約の相手方を選定することができる。

- (1) 新聞、雑誌、官報、法令集その他定期刊行物の買入契約
- (2) 官公署並びにこれらが設置する試験場、職業訓練所、授産所、学校等各種施設又は団体並びに公共法人（法人税法別表第1（公共法人の表）に掲げられている法人）、公益社団法人、公益財団法人との契約
- (3) ガス（プロパンガス及び高圧ガスを除く。）、電気及び電気通信の供給契約
- (4) 地方公共団体の行為を秘密にする必要のあるものの契約
- (5) 特定物の買入契約及びこれに準ずる契約
- (6) 一個人又は一法人において専有する専有物品の買入契約及びこれに準ずる契約
- (7) 特許及び実用新案等に係る物品でその技術によらなければ製造することができないもので、他に販売権を有する業者のないときの買入契約又は製造の請負契約及びこれに準ずる契約
- (8) 非常災害時又は市民の生命、生活等に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合における、救助物品の購入、施設等の保守・保安等の急施を要する契約
- (9) テレビの受信契約及びこれに準ずる契約
- (10) 学術又は技芸の保護、奨励及び調査、研究のための契約
- (11) 単価5,000円未満で、かつ、1件の契約金額が10,000円未満の契約
- (12) 外国で締結する契約及びこれに準ずる契約
- (13) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による契約

2 前項において、有資格業者名簿によらない随意契約の相手方（以下「名簿外業者」という。）の選定をする必要がある場合は、契約主管課長は事前に審査資料を添えて、契約部長に名簿外業者に係る審査申請を行う。契約部長は、名簿外業者に係る審査申請を受理したときは、速やかに審査してその可否を決定し、契約主管課長に審査結果決定通知を交付する。本通知書は契約締結同等に添付する。

3 なお、第1項のうち、(1)、(2)、(3)、(8)、(9)、(11)、(12)、(13)並びに以下の場合は、前項の契約部長の承認は要さず、前項の必要な手続きに関する規定は適用しない。

- (1) 医療行為（診断、予防接種、医学的検査等）に係る医療機関との契約
- (2) 市外で実施する各種認定調査等法定業務に係る契約
- (3) 社会福祉施設等で実施する各種実地調査、料金収納等業務に係る契約
- (4) 地域の業務に係るまちづくり協議会や町内会等との契約
- (5) 当該業務の実施を目的として設置された実行委員会等との契約

4 前項により、契約部長への申請を行わない場合、その根拠となる内容を契約締結伺等に記載例のとおり記載し、理由を明記するものとする。

記載例：名簿外業者の例外規定 第 号を適用

(委任)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、契約部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年3月3日から施行し、登録外業者審査に係る申請については、令和8年4月1日以後に選定をする契約について適用する。